

税の申告が 始まります

国税務課市民税係 ☎ 72・2111

市・県民税

2月17日(月)～3月16日(月)

※土日祝日を除く

所得税(簡易なもの)

2月17日(月)～3月2日(月)

※土日祝日を除く

会場 生涯学習センター

時間 午前9時～午後3時30分

※開館は午前8時30分です

※申告期間当初は大変混み合います

次の人は、久留米税務署で確定申告を
してください

○営業、不動産の所得がある人

○土地、建物の譲渡、株式の譲渡や配

当がある人

注意事項

- ① 収支内訳書などの添付書類は提出用、控えともにご記入ください
- ② 申告内容により相談の順番が前後する場合があります
- ③ 確定申告書の控えに受付印は押印されません
- ④ 記入済みの確定申告書は久留米税務署へご郵送ください
- ⑤ 3月3日(火)以降の所得税申告は久留米税務署でお願いします

▼コミュニティセンターでの申告(市・県民税のみ) ※所得税の確定申告は受け付けません

日程	会場	午前9時～11時30分	午後1時～3時30分
1月31日(金)	小郡交流センター	寺福童、今朝丸、開1	東福童、西福童、開2
2月3日(月)	ふれあい館三国	みくに野団地、古賀、美鈴の杜	力武、三沢、あすみ、新島、西島
2月4日(火)		三国が丘1・2、横隈、大保	津古、希みが丘、美鈴が丘
2月5日(水)	緑の里くろつち会館	乙隈、佐野古、松崎、井上、上岩田	花立、今隈、吹上、立石、干潟、下鶴
2月6日(木)	稲穂の里みはら館	古飯、宝城北、ニタ	稲吉、下岩田、二森
2月7日(金)	ポピーの里あじさか館	平方、光行、八坂、赤川	上西、宝城南、下西

申告のときに必要なもの

印鑑

令和元年中の所得が証明できるもの

【給与所得者・年金受給者】

源泉徴収票、給与明細書、雇用主による給与支払明細書など

【その他の所得者】

収支計算書、現金出納帳、売掛帳など

本人確認書類

【マイナンバーカードを持っている人】

マイナンバーカードのみ

【マイナンバーカードを持っていない人】

次の①②から1つずつ持参

①マイナンバー確認書類

通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど

②本人確認書類

運転免許証、パスポート、健康保険証など

【日本国外に居住する親族を扶養(扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除または障害者控除の適用)している場合】
親族関係書類、送金関係書類

【所得税の還付を受ける場合】

金融機関の口座情報(申告者名義)

【雑損控除を受ける場合】

消防署、警察署、市役所などが発行した証明、損失額や保険などで補てんされた金額の証明書

医療費控除

※事前に合計金額を計算してお越してください

(1)【医療費控除を受ける場合】

医療費控除の明細書、医療保険者などの医療費通知書(医療費のお知らせなど)、医療費の領収書

(2)【セルフメディケーション税制を受ける場合】

セルフメディケーション税制の明細書、健康の増進や疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類(健診の領収書や受診証明など)、医薬品購入費の領収書

【社会保険料控除を受ける場合】

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの納付証明書、国民年金保険料の領収証、その他社会保険料控除証明書

【寄付金控除を受ける場合】

都道府県・市町村・特別区が発行する領収書または都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部などが発行する領収書

市・県民税の申告が必要な人

令和2年1月1日現在、小郡市に住所がある人で、前年中の状況が次に該当する人

1. 営業、農業、不動産、雑、一時などの各種所得があった人や、土地建物などを売却し、所得税の確定申告が不要な人
 2. 給与所得者で次に該当する人
 - ① 勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
 - ② 給与所得以外の所得がある人※所得税では、給与以外の所得が20万円以下のときは確定申告の必要はありませんが、市・県民税では申告の必要があります
 - ③ 年の途中で退職し、年末調整していない人
 - ④ 医療費控除などを受ける人
 - ⑤ 年末調整は済んでいるが控除の追加(変更)がある人
3. 年金・恩給などの公的年金等の受給者で次に該当する人
 - ① 公的年金以外の所得がある人
 - ② 社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除などを受ける人
 4. 遺族年金や障害年金、雇用保険などの非課税収入がある人

市・県民税の申告は忘れずに

申告をしないと、児童手当や児童扶養手当、保育園の入園申請などに必要な所得(非課税)証明書が発行できない場合や、国民健康保険税の軽減が受けられない場合があります。

なお、昨年、市・県民税の申告をした人には、申告書を郵送します。

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めた人はP 7もご覧ください。

5. 市外に住んでいる家族の扶養に入っている人
6. 収入がなく扶養に入っていない人

※ただし、次に該当する人は、市・県民税の申告は不要です

- ア. 所得税の確定申告をする人
- イ. 令和元年中に全く収入がなく、かつ同一世帯の人の所得税、市・県民税の申告書に扶養家族として記載されている人
- ウ. 令和元年中の所得が給与または公的年金(非課税所得年金、雑年金は除く)のみで、その支払報告書(源泉徴収票)が市に提出されている人

久留米税務署からのお知らせ

★確定申告相談会場をご利用ください

申告会場 久留米税務署

設置期間 2月17日(月)～3月16日(月)

受付時間 午前9時～午後4時

※土日祝日は休みです

※駐車場は大変混雑します。事故防止などのため、満車時の国道上での入場待ちはご遠慮ください。ご協力をお願いします

★税務署に申告書などを提出する際は、【マイナンバー(個人番号(12桁))の記載+本人確認書類の提示または写しの添付】が必要です。

★申告書の提出・納税の期限は、

所得税・贈与税 3月16日(月)まで

個人事業者の消費税 3月31日(火)まで

★確定申告は、電子申告ができます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(www.nta.go.jp)をご利用ください。スマートフォンでも所得税の確定申告書の提出ができます。

☎久留米税務署 ☎32-4461

(自動音声でご案内します)

年金所得者に対する 確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。

※所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定申告が必要です

※所得税の確定申告が不要な場合であっても、以下に該当する人は市・県民税の申告が必要です

- ① 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合
- ② 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除など)以外の各種控除(扶養・障害者等、医療費、生命保険料など)の適用を受ける場合